

第3回 制度設計ワーキンググループ
事務局提出資料
～小売全面自由化に係る詳細制度設計について(2)～

平成25年10月21日(月)

1. 需要家情報の活用について

○「電力システム改革専門委員会報告書」(平成25年2月8日取りまとめ)においては、個人情報保護に十分な配慮を行った上で、電力使用に関する情報ははじめとする需要家情報の活用を進めていくこととしている。

【参考】電力システム改革専門委員会報告書(平成25年2月8日取りまとめ)(抄)

・ 小売全面自由化とそのために必要な制度改革

3. 自由化に対応した需要家保護策等の整備

(5) 需要家情報へのアクセス

小売事業者が新たな需要家との契約を獲得するに当たっては、個々の需要家の過去の電力需要の時間帯別の状況(ロードカーブ)など、需要家の電力使用に関する情報を踏まえて営業活動を行うこととなる。そのため、**需要家による電力選択を実質的に可能とするためには、各小売事業者が需要家情報にアクセスできるようにすることで、顧客の獲得や契約変更を円滑化する仕組みを設けることが必要**である。

こうした仕組みの構築に当たっては、海外での取組なども参考にしつつ、需要家情報が需要家に帰属すること、及び、個人情報保護に十分な配慮を行うことを前提とした上で行う必要がある。また、需要家情報の管理を送配電事業者が一元的に行うことも考えられる。なお、小売事業者が実際に営業活動を行う際には需要家の分布についての情報が重要であるため、個人情報保護に万全を期した上で、「どこにどのような需要があるか」といった情報の提供を行う仕組みについても、併せて検討する必要がある。

- 小売全面自由化後、家庭をはじめとする現在の規制部門の需要家も、地域独占の従来の電力会社（一般電気事業者）以外の事業者から電気の供給を受けることが可能となる。
- 事業者間競争の進展により、小売全面自由化後は需要家による供給事業者の変更（スイッチング）が頻繁に行われることが予想されるため、契約変更に係る業務効率化の観点から、個人情報保護に十分配慮した上で、各小売電気事業者が第1種送配電事業者（以下単に「送配電事業者」という。）から需要家情報のスムーズな提供を受けることができる環境を整備することが必要不可欠。
- また、小売電気事業者（やエネルギーマネジメント事業者）が、個人情報保護に十分配慮した上で、需要家情報を新しいビジネスの創出等に活用することを可能とする枠組みを検討することも重要ではないか。



①スイッチング手続きの効率化・簡素化
（競争環境整備の一環としての需要家情報の活用）



②新しいビジネスの創出のための需要家情報の活用
（スマートメーターから得られる情報の活用）

小売全面自由化の政策目的である

- ・需要家の選択肢の拡大
- ・事業者の事業機会の拡大

を実現



【検討の大前提】

- ◆電力市場に参加する送配電事業者や小売電気事業者が需要家情報を適切に活用することを可能とすることによって、小売全面自由化は実現される。
- ◆需要家本人が需要家情報の一義的なオーナーであることを踏まえ、需要家情報は需要家の意思に反して活用してはならない。また、需要家情報の活用にあたっては、個人情報保護法及び同法に基づく命令・ガイドライン等を遵守する。

1. 需要家情報の活用について
 - (1) スイッチング手続きの効率化・簡素化

○小売全面自由化後に想定されるスイッチングのケースとしては、例えば以下のようなケースが考えられるが、様々なケースに対応できるような仕組みを構築し、需要家の「電力選択の自由」を確保することが重要。

【想定されるケース①】

- ◆需要家が、これまで電気の供給を受けていた小売電気事業者とは異なる小売電気事業者から電気の供給を受けようとする場合。
例：旧一般電気事業者Aから供給を受けている需要家が、新電力BあるいはAとは異なる旧一般電気事業者であるCから供給を受けようとする場合。

【想定されるケース②】

- ◆需要家が、これまで住んでいた地域から引っ越し、引き続きこれまで電気の供給を受けていた小売電気事業者から供給を受けたいと考えている場合。
例：旧一般電気事業者Dから供給を受けている需要家が、旧一般電気事業者Eのエリアに引っ越し後もDから供給を受けようとする場合。

【想定されるケース③】

- ◆需要家が、これまで電気の供給を受けていた小売電気事業者とは別の小売電気事業者から供給を受けるか否かを迷っている場合。
例：旧一般電気事業者Fから供給を受けている需要家が、新電力GやHから供給を受けることを検討している場合。

- スイッチング手続きの徹底した効率化・簡素化を図り、需要家が自ら選択した小売電気事業者から速やかに電気の供給を受けられるようにするためには、送配電事業者から小売電気事業者や需要家に対する円滑な情報提供が行われることが不可欠。
- 他方、小売全面自由化後の送配電事業者は特定の小売電気事業者と同一の主体である可能性が高いことから、その情報提供業務の適正性・公平性の確保は極めて重要。

1. 特定の事業者に対する差別的取り扱いをいかに防ぐか

- ◆小売全面自由化後の送配電事業者は特定の小売電気事業者と同一の主体である可能性が高いことから、送配電事業者が特定の小売電気事業者を差別的に取り扱われないようにする必要がある。
- ◆例えば情報提供までの日数について小売電気事業者間で差が生じる等、イコールフットィングの観点から問題となる行為が行われないようにする必要がある。

2. エリアを越えたスイッチングが阻害される可能性をいかに低減させるか

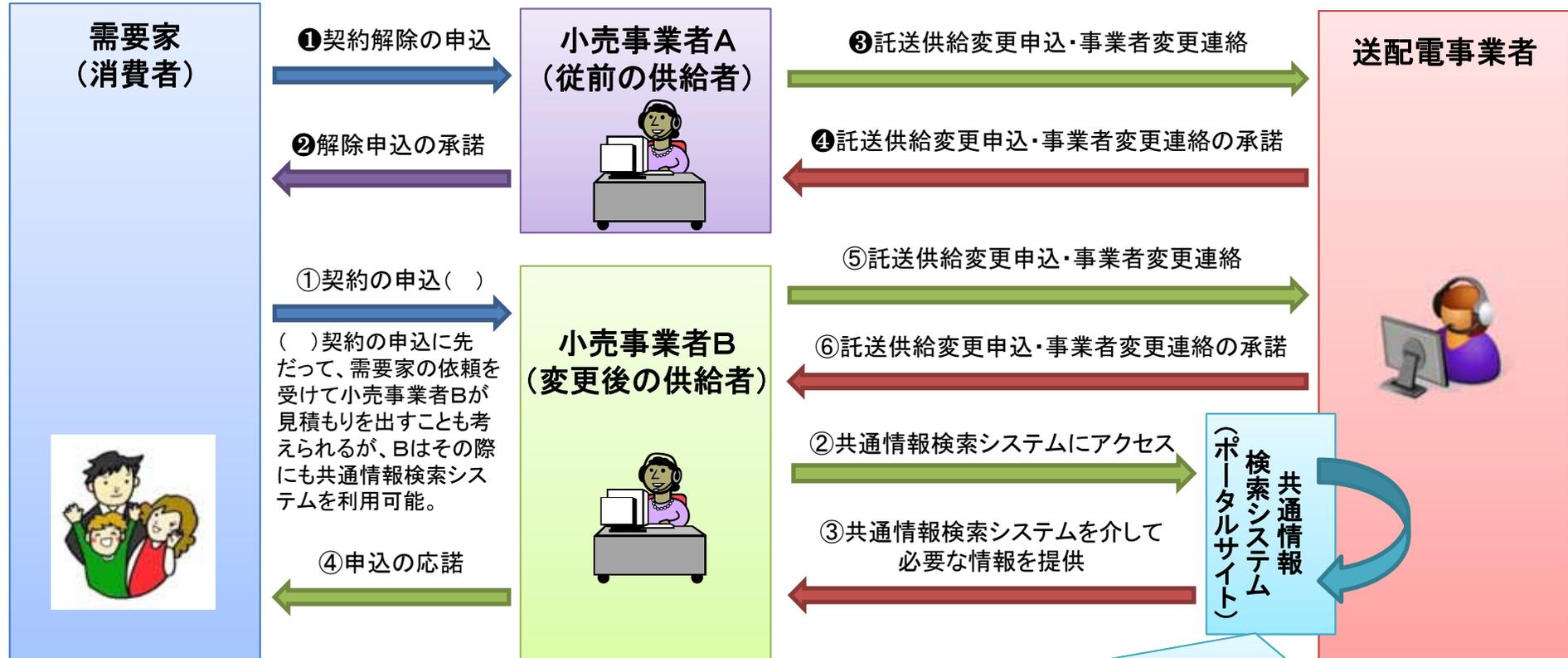
- ◆送配電事業者から提供される情報の項目や手続きがエリアごとに異なると、小売電気事業者に大きな負担となり、これが事実上の参入障壁となってしまう(データの内容やフォーマットの標準化が必須)。
- ◆送配電事業者のエリアを越えたスイッチングが阻害され、需要家の電力選択の自由が確保されなくなる可能性がある。



こうした課題を解決するためには、送配電事業者が保有する需要家情報のうち小売電気事業者が必要とする情報について、広域的運営推進機関(以下「広域機関」という。)が送配電事業者の協力を得て運用する共通情報検索システム(ポータルサイト)を構築することが適当ではないか。

○スイッチング手続きについては、需要家や小売電気事業者、送配電事業者の負担を極力軽減することとし、手続き全体の徹底した効率化・簡素化を進める。具体的には、共通情報検索システムの構築、必要となる書類の簡素化・電子化を図ること等が重要。

①～⑥: 新規契約に係る手続き ①～④: 既存契約に係る手続き



広域機関が運用



- ◆このシステム(ポータルサイト)を介して、需要家の承諾を得た小売電気事業者は各送配電事業者が保有する需要家情報にアクセス可能 (トップページから各送配電事業者の情報提供サイトにアクセスし、必要な情報を取得するイメージ。)
- ◆閲覧出来る情報の項目・フォーマットは、全ての送配電事業者で統一。
- ◆2016年(平成28年)の小売全面自由化にあわせて本格稼働。

一連の手続きの徹底した効率化・簡素化を図りつつ、様々なケースを想定したフローを作成して、スムーズなスイッチングを実現

- 需要家本人の承諾を前提に、小売電気事業者は共通情報検索システムを介して、送配電事業者が保有する当該需要家の情報(データフォーマットは全送配電事業者で統一)にアクセスする仕組みとする。
- スイッチングの際に必要な情報としては、例えば以下のような事項が考えられるが、今後引き続き検討を進めていく。

スイッチング時に必要となる情報(例)

- | | |
|----------------|------------------------------------|
| 設備
情報 | ①契約電力(容量) |
| | ②供給方式 |
| | ③設置計器(メーターの種類など) |
| | ④需要場所特定番号 |
| | ⑤住所(・引込柱番号・計器番号) |
| その
他の
情報 | ⑥氏名 |
| | ⑦連絡先 |
| | ⑧電力使用量(スマートメーターが導入されている場合にはロードカーブ) |



情報の特性に応じて、必要とされる需要家の承諾を得た上で、小売電気事業者は共通情報検索システムを通じて必要な情報を取得

需要家からの承諾の取り方

- ◆需要家の承諾は、需要家から契約の申込や見積もり依頼があった際に、その需要家の情報の提供を受けたいと考える小売電気事業者が得ることを原則とする(具体的な承諾の取り方については今後検討)。
- ◆小売電気事業者は、書面・電子的記録等に基づき需要家の承諾を明確に得た上で、共通情報検索システムを経由して送配電事業者の保有する情報にアクセス。

○一連の円滑化を実現するためには、引き続き各種論点について事務的な検討を行い、2016年(平成28年)の小売全面自由化の実施にあわせて、共通情報検索システムの本格稼働を目指す。

2013年: 制度設計ワーキンググループで大まかな方向性を提示

検討課題1. 小売電気事業者¹に提供されるべき情報

- ◆小売電気事業者¹に提供されるべき情報の内容の精査。
- ◆データフォーマットの統一・標準化、手続きフロー全体の詳細検討。

検討課題2. システム構築にかかるコスト・期間、システムの機能

- ◆新たなシステムを構築・維持・運用するために必要な費用を、誰が、どのように負担するのか。
- ◆小売全面自由化の実施に間に合わせるために、システム構築にかかるコストや期間をどのように短縮化するか。
- ◆スイッチングに瞬時に対応可能なシステムをいかに構築するか。

検討課題3. 需要家の承諾の取り方(個人情報保護法との関係)

- ◆需要家の承諾の取り方・確認について、その具体的な方法をどのようにするか(特に本人確認・なりすまし対策)。

検討課題4. 不正に情報を得ようとする小売電気事業者対策

- ◆需要家の承諾を得ずに情報の提供を受けようとする(あるいは受けた)小売電気事業者に対しては、業務改善命令や事業登録の取消し等を行うことを検討。

2016年: 小売全面自由化の実施(共通情報検索システムの本格稼働)

※中長期的な検討課題※

- ◆共通情報検索システムの運営にあたり、情報提供の遅延等の課題が生じた場合には、広域機関に各送配電事業者とは別途の新たなデータベースを構築することなど必要な対応を検討する。

1. 需要家情報の活用について
(2) 新ビジネス創出に向けた情報の活用

○スマートメーターの普及により、需要家が自らのエネルギー情報を把握、利用することが可能な環境が整備される。小売全面自由化を1つの契機として、こうしたエネルギー使用情報を活用した新しいサービスの創出を促し、国民の生活の質の向上、関連産業の活性化を図っていくことが重要ではないか。

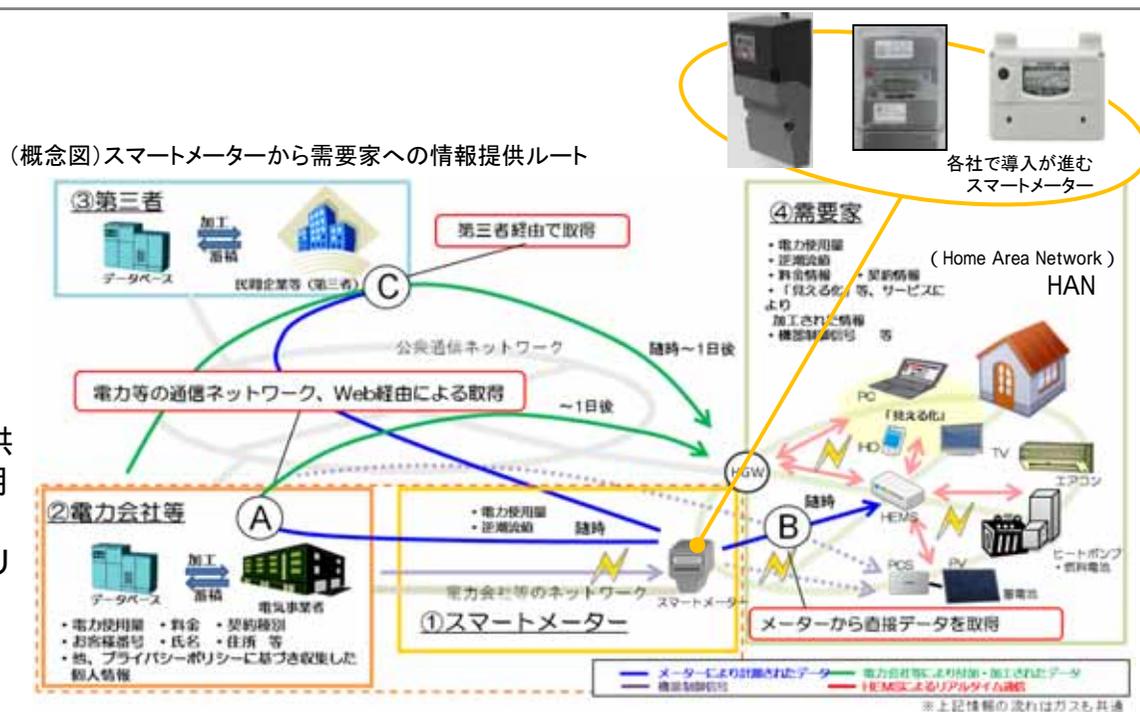
【参考】スマートメーター制度検討会報告書の概要

<スマートメーターの要件及び情報の取扱>

- スマートメーターが満たすべき要件
- ・機能：遠隔検針、遠隔開閉
- ・情報 (=電力等使用情報)：電力使用量、逆潮流値、時刻情報、粒度 (測定間隔) は30分値 (ガスは使用量、時刻情報、粒度は1時間値)
- ・提供先：需要家及び電力・ガス会社双方
- ・提供のタイミング：現時点では原則翌日まで

電力等使用情報の取扱について

- ・電力等使用情報は、電力会社から需要家に対して適正に提供されるべきものであり、需要家による情報利用のために早期の提供が重要
- ・メーターから需要家への情報提供ルートは限定しないが、リアルタイムでの情報提供についても早期の検討を期待
- ・プライバシー・セキュリティの観点から個人情報保護制度に則った対応が必要



<今後の対応について>

官民一体となった取組

電力・ガス会社 ... エネルギー基本計画における目標の達成に向けた取組を明示

国 ... 電力・ガス会社で個別対応が困難なものに対応、必要に応じて適切な政策的支援及び措置を検討

需要家及びサービス事業者等 ... 情報活用用途の検討、アプリケーションや機器の開発促進

今後も本検討会において、1年に1回程度でフォローアップを実施

<普及に向けた課題>

- ✓ HANとのインターフェースについて、国及び関係者による検討の継続
- ✓ 第三者への効率的な情報提供のあり方について、ニーズ等も踏まえて検討
- ✓ 情報の活用用途の発展、関連サービスの創出等
- ✓ 共通化や標準化等によるコストダウンの取組の継続
- ✓ 情報通信ネットワークの整備・活用 等

- メーターから得られる情報の活用については、基本的には事業者間、あるいは事業者と需要家の間で適正な取扱いを図るべきもの。他方、データフォーマットの標準化や個人情報保護の観点についての整理等、行政が一定の役割を果たすことによって、よりスムーズな利活用を図ることが可能となると考えられる。
- メーターから得られる情報を活用して、新たなビジネスの創出を後押しするにあたっては、例えば以下のような方向で検討を進めてはどうか。

1. 情報の活用ケースと提供される情報の内容の整理

- ◆需要家情報を活用するケースを場合分けして整理。
- ◆場合分けしたケースごとに、送配電事業者から提供されるべき情報の具体的な内容やその提供フォーマット、提供頻度等を整理。

2. 情報の提供先・提供内容の範囲

- ◆情報の提供先の範囲については、需要家が選択・決定する(小売電気事業者に限定することも、小売電気事業者と提携している第三者への提供を承諾することも、どちらも選択可能とする)。
- ◆提供する情報の範囲についても、需要家が選択・決定する。

3. 情報の集約・加工・提供等にかかる費用負担のあり方

- ◆情報の集約・加工・提供等にかかる費用を、誰が、どのように負担するのか。

4. 需要家の承諾の取り方

- ◆需要家の承諾の取り方やこれを取る主体については、活用ケースに応じて柔軟に検討。

送配電事業者のみならず、広域機関がその保有する情報を匿名化・抽象化して小売電気事業者等に提供することも想定されうる。

2. 経過措置期間中の料金規制について

「電力システムに関する改革方針」(平成25年4月2日閣議決定)(抄)

. 主な改革内容

2. 小売及び発電の全面自由化

(小売全面自由化)

家庭部門を含めた全ての需要家が電力供給者を選択できるようにするため、小売の全面自由化を行う。その際、需要家が適切に電力会社や料金メニュー、電源別メニューなどを選択できるよう、国や事業者等が適切な情報提供や広報を積極的に行い、また、スマートメーターの導入等の環境整備を図ることで、自由な競争を促す。

(適正な料金の確保)

ただし、一般電気事業者の料金規制は、電気の小売業への参入の全面自由化後も、実際に競争が進展していることを確認するまでの間、経過措置として継続する。また、料金規制の撤廃後(電気の小売料金の全面自由化後)も、需要家保護のため、最終的な供給保障を送配電事業者が行うことや、離島において離島以外の地域と遜色ない料金での安定供給を保障する等の措置を講じる。

「電力システム改革専門委員会報告書」(平成25年2月8日取りまとめ)(抄)

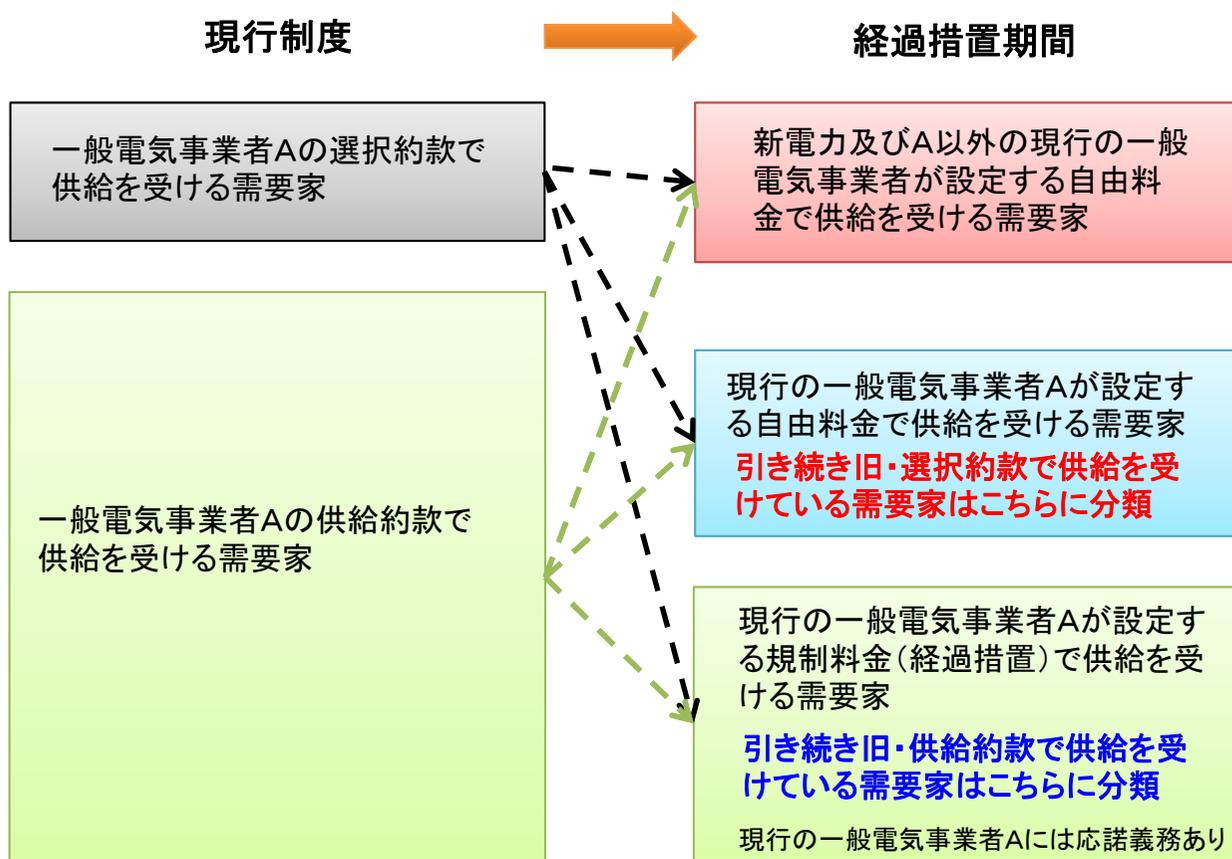
. 小売全面自由化とそのために必要な制度改革

2. 小売料金の自由化

(1) 料金規制の段階的撤廃

小売参入の全面自由化後しばらくは、需要家保護を図るべく激変緩和のための経過措置期間を経た上で、料金規制の撤廃を行うことが適当である。

- 経過措置期間中の料金規制については、現行の一般電気事業者に課せられている規制と原則同様とする(事後評価についても現行と同様の規制とする)。
- すなわち、経過措置約款(仮称・現行の供給約款に相当)は総括原価方式で算定し、その料金改定について、値上げする場合には国(経済産業大臣)の認可が必要(値下げする場合は国への届出のみ)。
- また、経過措置約款による電気の供給について部門別収支を作成し、ストック管理方式による事後評価を実施。
- ただし、一般電気事業者が自由な料金設定を行うことは可能とする(現行の選択約款は自由料金として扱う)。

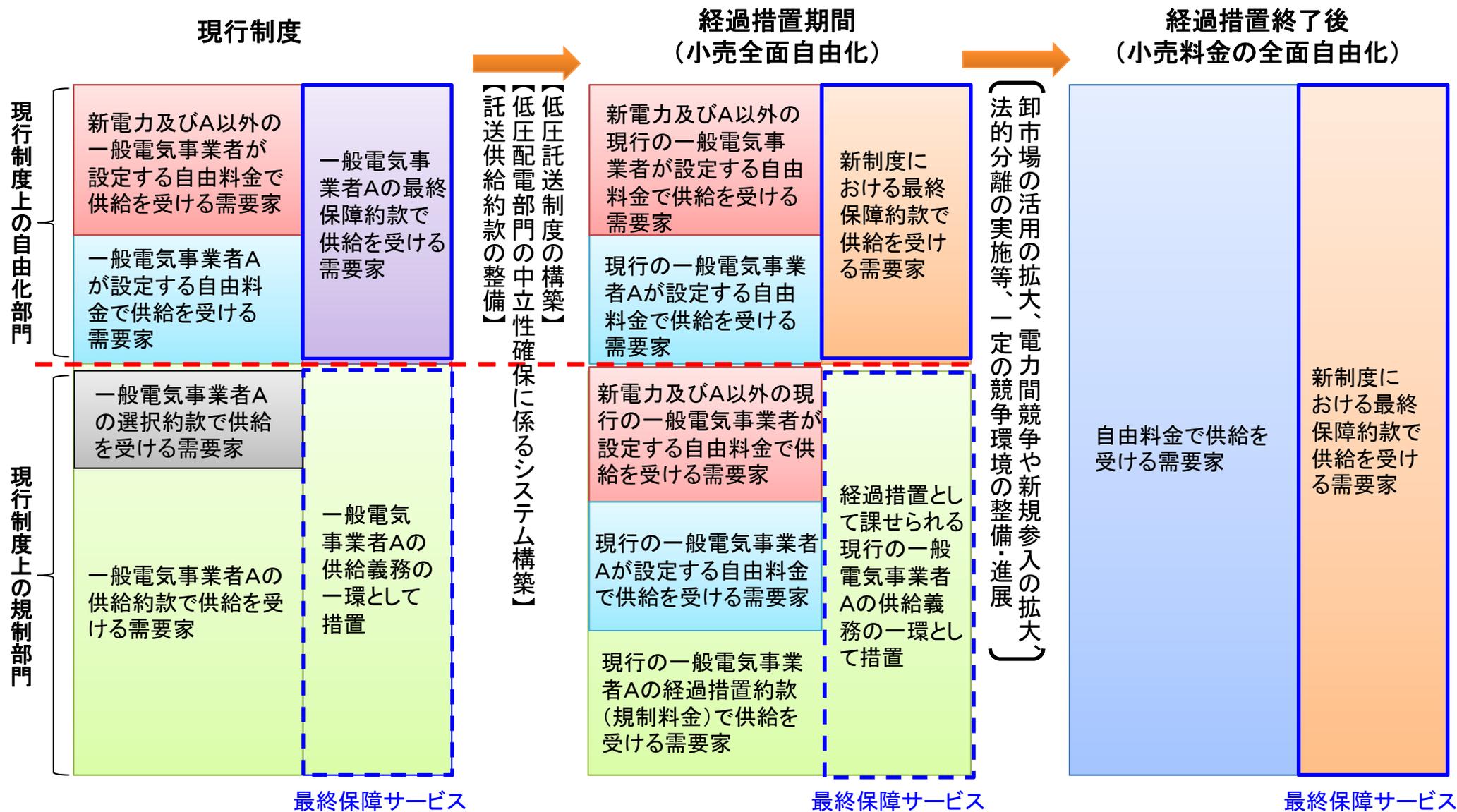


【参考】選択約款制度
 一般電気事業者は、その一般電気事業の用に供する設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すると見込まれた場合、供給約款(家庭などの一般の需要に応じて電気を供給する場合に、電気料金その他の供給条件を定めたもの)とは異なる供給条件を設定した約款(選択約款)を、需要家が供給約款に代えて選択し得るものとして、定めることができる。
 ただし、「一般電気事業の用に供する設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営」、すなわち**負荷平準化等の観点でしか選択約款を設定することができないため、料金設定の自由度に一定の制約がある。**

【参考】電力システム改革専門委員会報告書(抄)
 1. 小売全面自由化とそのために必要な制度改革
 2. 小売料金の自由化
 (2)経過措置期間における料金規制
 経過措置期間においては、需要家保護を図るため、現在の一般電気事業者の小売部門に対しては、家庭など小口部門の需要家が規制料金で供給を受けられるよう義務付けることが適当である。一方で、**創意工夫により新たな料金メニューが登場し、その中から需要家が選択できる環境を早期に実現することが期待されるため、経過措置の期間中においても、需要家が希望する場合には、一般電気事業者が規制料金によらず供給を行うことを認めることが考えられる。**

経過措置を講ずることにより、需要家の選択肢拡大と需要家の保護を両立

○「規制なき独占」を防ぎ、需要家の保護に万全を期した上で、小売料金の全面自由化を実施。



離島需要については、小売全面自由化時から離島ユニバーサルサービスを提供。

3. 託送料金規制の見直しについて

- 現行の託送料金規制においては、電気事業審議会基本答申(平成11年1月)を踏まえ、電力会社が作成し行政に届け出た約款を基に、電力会社・利用者同士が交渉して託送契約を締結し、託送に関して紛争が生じた場合には行政が事後的に紛争処理を行う類型(変更命令付き届出制)が採用されている。
- 小売全面自由化(小売参入の自由化)後の託送における料金規制及び事後評価においては、どのような規制を採用すべきか。

(参考1)電気事業審議会基本答申(平成11年1月)抜粋

第二章 制度設計の概要

第一節 小売分野における部分自由化の具体的設計

3. 託送制度について

(1) 規制の在り方

託送に関する規制の在り方については、①電力会社が作成した約款を行政が認可し、予め事業者に託送義務を課す類型、②電力会社が作成し行政に届け出た約款を基に、電力会社・利用者同士が交渉して託送契約を締結し、託送に関して紛争が生じた場合には行政が事後的に紛争処理を行う類型、③託送に着目した特別な規制は設けず、独占禁止法や情報公開に関する一般的な規制のみが適用される類型、の3つが考えられる。

託送に関する規制についても、経営の自主性を最大限確保し、行政の介入を最小化するという視点や、対等かつ有効な競争を確保するという視点を踏まえて設計する必要がある。

この観点からは、第一類型は過剰規制である。第三類型は、電力会社による独占的なネットワークの形成及び運用が前提とされ、託送に関する詳細かつ明確なルールが求められている中では、一般的な経済取引関連法制のみでは抽象的であり、電力会社と新規参入者との競争条件の公平性・透明性を確保しがたいと考えられる。このため、託送規制の体系としては現行電気事業法の振替供給制度を念頭に、第二類型を採用することが適当である。

(参考2)電気事業法抜粋

(一般電気事業者の託送供給)

- 第二十四条の三 一般電気事業者は、託送供給(振替供給にあつては、一般電気事業、特定電気事業又は特定規模電気事業の用に供するための電気に係るものであつて、経済産業省令で定めるものに限る。以下同じ。)に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 一般電気事業者は、前項の規定による届出をした託送供給約款以外の供給条件により託送供給を行つてはならない。ただし、託送供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣が承認したときは、この限りでない。
 - 3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る託送供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、その託送供給約款を変更すべきことを命ずることができる。
 - 一 供給約款又は選択約款により電気の供給を受ける者の利益を阻害するおそれがないこと。
 - 二 第一項の規定による届出に係る託送供給約款により電気の供給を受ける者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。
 - 三 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 - 四 一般電気事業者及び第一項の規定による届出に係る託送供給約款により電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
 - 五 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。
 - 4 一般電気事業者は、第一項の規定による届出をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その託送供給約款を公表しなければならない。
 - 5 経済産業大臣は、一般電気事業者が正当な理由なく託送供給を拒んだときは、その一般電気事業者に対し、託送供給を行うべきことを命ずることができる。

○小売全面自由化後は、これまでの高圧以上の特定規模需要に加え、家庭など低圧需要についても託送制度を整備することが必要となる。また、小売料金については、経過措置期間終了後は、事業者が自由に設定することとなる。

○他方、現行の託送料金規制においては、一般電気事業者が省令に基づき、総括原価方式により算定される原価に基づき料金を設定している^(注1)ものの、託送料金の設定及び変更について変更命令付き届出制を採用していることから、その料金設定及び変更に際して、行政は限定的な審査・査定しか行うことができない^(注2)。

(注1)供給約款については、法律上、「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること(いわゆる総括原価方式であること)」が規定されているが、託送供給約款については、法律上、総括原価方式であることが規定されていない(参考)。

(注2)現状においては、供給約款の値上げ認可申請に対する審査・査定と併せて託送料金の値上げを審査・査定を行うことを前提としていることから実質的な問題は生じていない。

○上記に加え、とりわけ第2段階から第3段階までの間は、送配電部門が発電・小売部門と一体であることが想定され、より厳格な託送料金規制が求められることを踏まえると、現行の託送料金規制を見直し、少なくとも託送料金の設定及び値上げを伴う変更については、行政による厳格な審査・査定が可能な「認可制」とすることが適当ではないか。他方、託送料金の値下げを伴う変更については、原価との整合性確保、事業者に対する効率化インセンティブの付与、事後評価の在り方等の観点からその規制の在り方を検討すべきではないか。

(参考)電気事業法抜粋

(一般電気事業者の供給約款等)

第十九条

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 一般電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

	メリット	デメリット
<p><規制方式①> 値上げ:認可 値下げ:認可 事後評価:あり(要すれば変更認可申請命令^(注1))</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○現行方式(値上げ・値下げとも変更命令付き届出)に比べ料金の透明性が向上 ○値上げ・値下げとも行政等による厳格な審査、査定が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○値下げ認可を回避するために事業者の効率化インセンティブが働かず、託送料金が高止まる可能性あり(参考2、3) ○値下げを行う場合でも機動的な対応は困難 ○値上げ・値下げとも現行方式に比べ行政コスト・事業者負担が増大
<p><規制方式②> 値上げ:認可 値下げ:変更命令付き届出^(注2) 事後評価:あり(要すれば変更認可申請命令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○現行方式に比べ料金の透明性が向上 ○値上げは行政等による厳格な審査、査定が可能 ○値下げは内部留保等への原資の配分への自由度が認められるため、事業者の効率化インセンティブが働く ○値下げは機動的な対応が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○値下げは行政等による厳格な審査等が及ばないため、値下げ幅が縮小される可能性あり(ただし、事後評価を行うことにより一定の軽減あり) ○値上げは現行方式に比べ行政コスト・事業者負担が増大 ○送配電事業者は純粋な独占事業者であり、競争部門を有しないため、値下げにおいて内部留保等への原資の配分の自由度を事業者に与える必要性が乏しいとの指摘あり

(注1) 変更認可申請命令とは、現行の認可である小売料金(法第23条)と同様、託送の料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、相当の期限を定め、託送供給約款の変更認可申請を命ずることができる仕組みを想定。

(注2) 変更命令付き届出とは、現行の届出である託送料金(法第24条の3第3項)と同様、届出に係る託送供給約款により電気の供給を受ける者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと等に該当しないと認めるときは、相当の期限を定め、託送供給約款を変更すべきことを命ずることができる仕組みを想定。

	メリット	デメリット
<p><規制方式③> 値上げ:認可 値下げ:認可 事後評価:なし(ただし、原価算定期間毎(例えば3年間)に洗い替え)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○現行方式に比べ料金の透明性が向上 ○値上げ・値下げとも行政等による厳格な審査、査定が可能 ○事業者の意思にかかわらず、3年毎に適正な料金設定がなされる 	<ul style="list-style-type: none"> ○内部留保等への原資の配分の自由度が事業者認められないため、事業者の効率化インセンティブが働かないおそれあり ○値下げを行う場合でも機動的な対応は困難 ○値上げ・値下げとも現行方式に比べ行政コスト・事業者負担が増大(3年毎に見直し)
<p><規制方式④> 値上げ:認可 値下げ:変更命令付き届出 事後評価:なし(ただし、原価算定期間毎(例えば3年間)に洗い替え)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○現行方式に比べ料金の透明性が向上 ○値上げは行政等による厳格な審査、査定が可能 ○値下げは内部留保等への原資の配分への自由度が認められるため、事業者の効率化インセンティブが働く(他方、いずれにしても3年に1回の洗い替えが求められるため、自ら効率化するインセンティブは限定的) ○値下げは機動的な対応が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○値下げは行政等による厳格な審査等が及ばないため、値下げ幅が縮小される可能性あり(ただし、事後評価を行うことにより一定の軽減あり) ○値上げ・値下げとも現行方式に比べ行政コスト・事業者負担が増大(3年毎に見直し) ○送配電事業者は純粋な独占事業者であり、競争部門を有しないため、値下げにおいて内部留保等への原資の配分の自由度を事業者に与える必要性が乏しいとの指摘あり

- 託送料金設定の適正性・透明性を確保する観点から、料金値上げについて厳格な査定を行うとともに、事業者の効率化インセンティブを付与するため、「値上げについては認可制、値下げについては変更命令付き届出制」を採用することが適切ではないか。また、事後評価としては、現行のストック管理方式(参考1)にこだわらず、より厳格な事後評価を実施することが適切ではないか。(具体的な内容については引き続き検討)
- 「低圧託送料金の設定に当たっては、現行の小売料金(供給約款料金)の継続性の観点から、託送料金の基本料金による固定費回収は、電灯、低圧電力、定額制などの区分毎に、現行の小売料金(供給約款料金)と整合的なものとする必要があるではないか。なお、料金規制の経過措置期間終了後には、現行の小売料金(供給約款料金)にかかわらず、基本料金設定の在り方を見直すことも検討すべきではないか。

○送配電部門の会計整理(会計分離)については、託送等の業務により送配電部門に生じた利益が、他の部門で使われていないことを監視するため、送配電部門の託送等の業務に係る収支計算書等を作成し公表することとして、電気事業法の中で義務付ける旨が明記されている。

○会計分離の実施に際しては、超過利潤累積額について設備投資原資として内部留保を一定程度認めつつ、その一部を利用者に還元することや、計算書に対する行政監査などの制度が導入されている。

○なお、会計分離の実施によって超過利潤累積額が一定の水準()を超過したことが判明した場合には、電気事業法による託送供給約款(料金)の変更命令発動の対象となる場合がある。

()「一定の水準」とは、設備投資インセンティブに配慮して、「送配電部門の固定資産の平均帳簿価額×報酬率」により算定。これを上限とするもの。

〈参考〉電気事業分科会報告「今後の望ましい電気事業制度の詳細設計について」(平成16年5月21日)より、抜粋

【基本的な考え方】

1. 送配電部門の会計整理は、送配電部門の公平性・透明性を確保する観点から、構造規制の代わりに導入されたものであること。
2. 実効性を担保する観点から、行政による事後チェックが十分に機能し、託送供給料金に対する変更命令等将来の行政措置にも十分役立つものであること。

【具体的な制度設計】

- ① 送配電部門の会計整理のプロセスが適正、公平及び透明なものであること。
- ② 送配電部門の収支結果について、行政及び第三者による検証が容易であること。
- ③ 送配電部門の会計整理に当たって、実績値が十分に活用されていること。
- ④ 送配電部門の会計整理のプロセスが、接続供給料金(注:託送供給料金)の算定ルールと可能な限り整合していること。

○電気事業法に基づき、一般電気事業者による作成が義務付けられている託送収支とその公表事例

電気事業託送供給等収支計算規則

(平成18年経済産業省令第2号)

第4条(収支計算書の公表等)

事業者は、当該事業者の事業年度経過後4月以内に法第24条の5第2項の規定による公表をしなければならない。

2 事業者が法第24条の5第2項の規定により公表すべき書類は、様式第1とし、託送供給の業務を行う場所における公衆の見やすい箇所への掲示その他の適切な方法により公表するものとする。

【様式代(公表する託送収支計算書)】

(第1表)部門共通費用帰属明細表

～9部門整理表の一般管理費を8部門に配分した明細表

(第2表)社内取引明細表

～社内取引費用・収益の明細表

(第3表)設備別費用明細表

～送配電部門営業費用の明細表

(第4表)送配電部門収支計算書

～送配電部門損益計算書

(第5表)固定資産明細表

～送配電部門固定資産の明細表

(第6表)共用固定資産帰属明細表

～送配電部門へ帰属する業務設備の明細表

(第7表)超過利潤計算書

～送配電部門収支計算書を基に作成した計算書

(第8表)超過利潤累積額管理表

～固定資産明細表、共用固定資産帰属明細表、超過利潤計算書を基に作成した計算書

(第9表)特定設備投資額明細表

～供給計画により主要な送電線路及び変電所として届け出た設備に係る投資額の明細表

(第10表)内部留保相当額管理表

～超過利潤計算書、特定設備投資額明細表を基に作成した管理表

一般電気事業者による託送収支の公表事例

●ホームページによる公表(東京電力(株))

平成24年度託送供給等収支について

- 当社はこのたび、電気事業法第24条の5及び電気事業託送供給等収支計算規則(経済産業省令)に基づき、平成24年度の託送供給等収支を算定した結果、送配電部門当期純利益は1,647億円となりました。
- また、この送配電部門当期純利益から電気事業託送供給等収支計算規則(経済産業省令)に基づき超過利潤を算定した結果、279億円(対営業収益比1.7%)の超過利潤となりました。
- これは、平成24年9月より託送料金の引下げを実施しておりますが、同年4月から8月については、引下げ前の託送料金にもとづく収入の影響があったことなどによるものです。
- 超過利潤については、中長期的な視点にもとづく流通設備の経年化対策などに活用しております。

(参考1)託送料金の引下げ内容

平成24年9月1日より、託送料金(接続送電サービス料金)は、特別高圧で供給する場合は平均で1.96円/kWh(▲0.29円/kWh、▲12.95%)、高圧で供給する場合は平均で3.81円/kWh(▲0.41円/kWh、▲9.72%)となっております。

(参考2)流通設備投資額(平成24年度実績)

送電設備	969億円
変電設備	547億円
配電設備	970億円
合計	2,487億円

●算定結果について

- 算定結果について(PDF: 80.0KB) 

●電気事業託送供給等収支計算規則第4条第2項の規定により公表する書類

様式第1	・第1表 部門共通費用帰属明細表(PDF: 144KB) 
	・第2表 社内取引明細表(PDF: 64.0KB) 
	・第3表 設備別費用明細表(PDF: 144KB) 
	・第4表 送配電部門収支計算書(PDF: 128KB) 
	・第5表 固定資産明細表(PDF: 144KB) 
	・第6表 共用固定資産帰属明細表(PDF: 128KB) 
	・第7表 超過利潤計算書(PDF: 128KB) 
	・第8表 超過利潤累積額管理表(PDF: 128KB) 
	・第9表 特定設備投資額明細表(PDF: 144KB) 
	・第10表 内部留保相当額管理表(PDF: 128KB) 

●電気事業託送供給等収支計算規則第3条に基づく監査法人による証明書

- 電気事業託送供給等収支計算規則第3条に基づく監査法人による証明書(PDF: 112KB) 

○会計分離の実施に係る具体例

【超過利潤の使途明確化】

(1)強制還元ルール

事業報酬相当額以下を設備投資原資として正当留保を許容し、原則としてこれを超過した事業年度における超過額を還元対象とすること。ただし、①還元対象額のうち効率化努力による額は還元義務額の対象外とすること、②強制還元は一般電気事業者の収益を悪化させるため、激変緩和措置として、5年を上限として分割還元を許容することとする。

(2)任意還元ルール

超過利潤累積額の一部を任意で還元する場合には、翌期以降の超過利潤累積額が每期同額分だけ減額されるとのルールとすることとする。

(3)レートベース控除

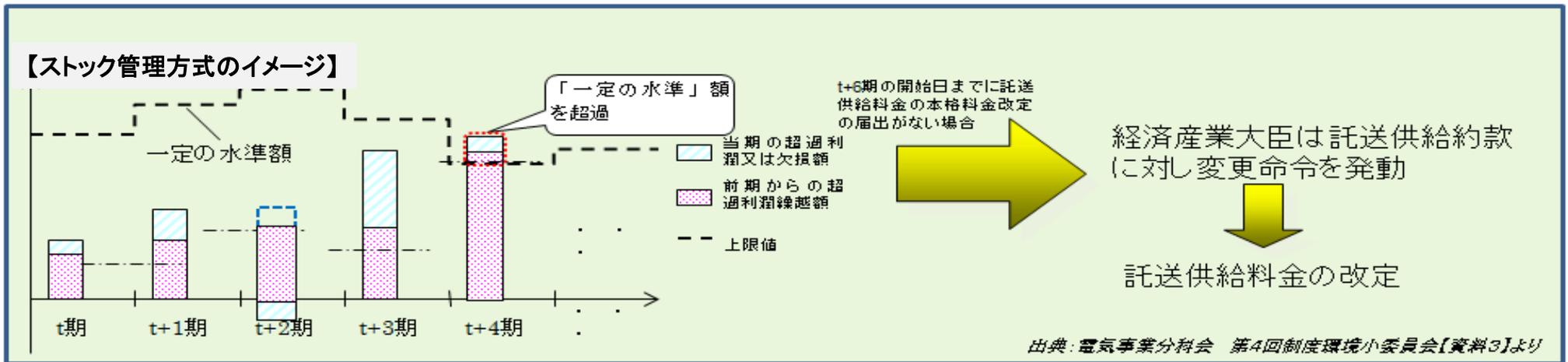
レートベース控除の対象となる金額を適切に管理するため、毎期の超過利潤や還元額等による変動を記載する「内部留保相当額管理表」の作成を一般電気事業者に義務づけることとする。

【計算書等の監査及び公表】

超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表及び内部留保相当額管理表に対する証明書を公認会計士等から得ることを義務づけるとともに、行政監査の対象とする。また、これら計算書等をホームページ等で過去5年程度分について随時閲覧可能とする。

○会計分離の実施により明らかになった託送等に係る収支における超過利潤については、制度発足当初は、2年間連続で発生した場合に託送供給料金の変更命令を発動することとしていた。しかしながら単年度で多額の超過利潤等が発生しても連続して発生しなければ変更命令の対象にならない等のいくつかの懸念が指摘されたことから、平成20年の第4次電気事業制度改革において、現在のストック管理方式の導入が決定され、平成20年度収支より順次導入(本格導入は平成21年度より)されている。これにより、超過利潤累積額が一定の水準()を超えた場合で、超過した事業年度の翌々事業年度開始日までに託送料金の改定の届出がなされない場合には、当該累積額を生じた託送供給約款(料金)に対する変更命令が発動されることとなっている。

() 「一定の水準」とは、設備投資インセンティブに配慮して、「送配電部門の固定資産の平均帳簿価額×報酬率」により算定。これを上限とするもの。

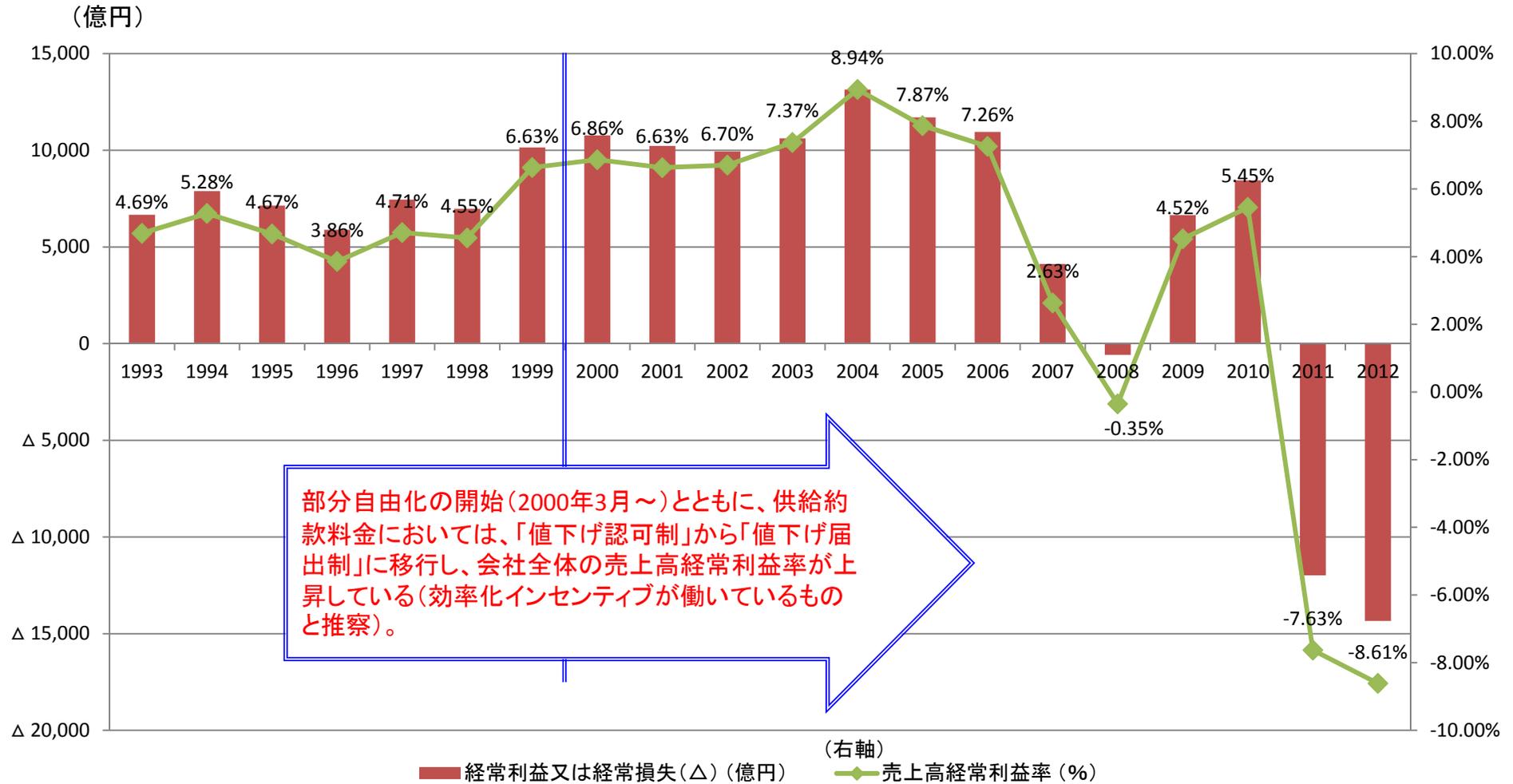


【平成24年度の送配電部門収支における超過利潤(又は欠損)】

(単位：億円)

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
当期超過利潤 又は欠損※	▲ 1	262	277	▲ 18	▲ 19	▲ 71	33	11	33	▲ 9
当期超過利潤累積額 又は欠損累積	51	33	61	▲ 499	69	▲ 370	208	▲ 17	▲ 97	▲ 24
一定水準額	168	479	1,454	680	143	732	293	142	497	54

※ 当期超過利潤(又は欠損) = 送配電部門の当期純利益(又は当期純損失) - 送配電部門の事業報酬額等



(電力10社計・億円)

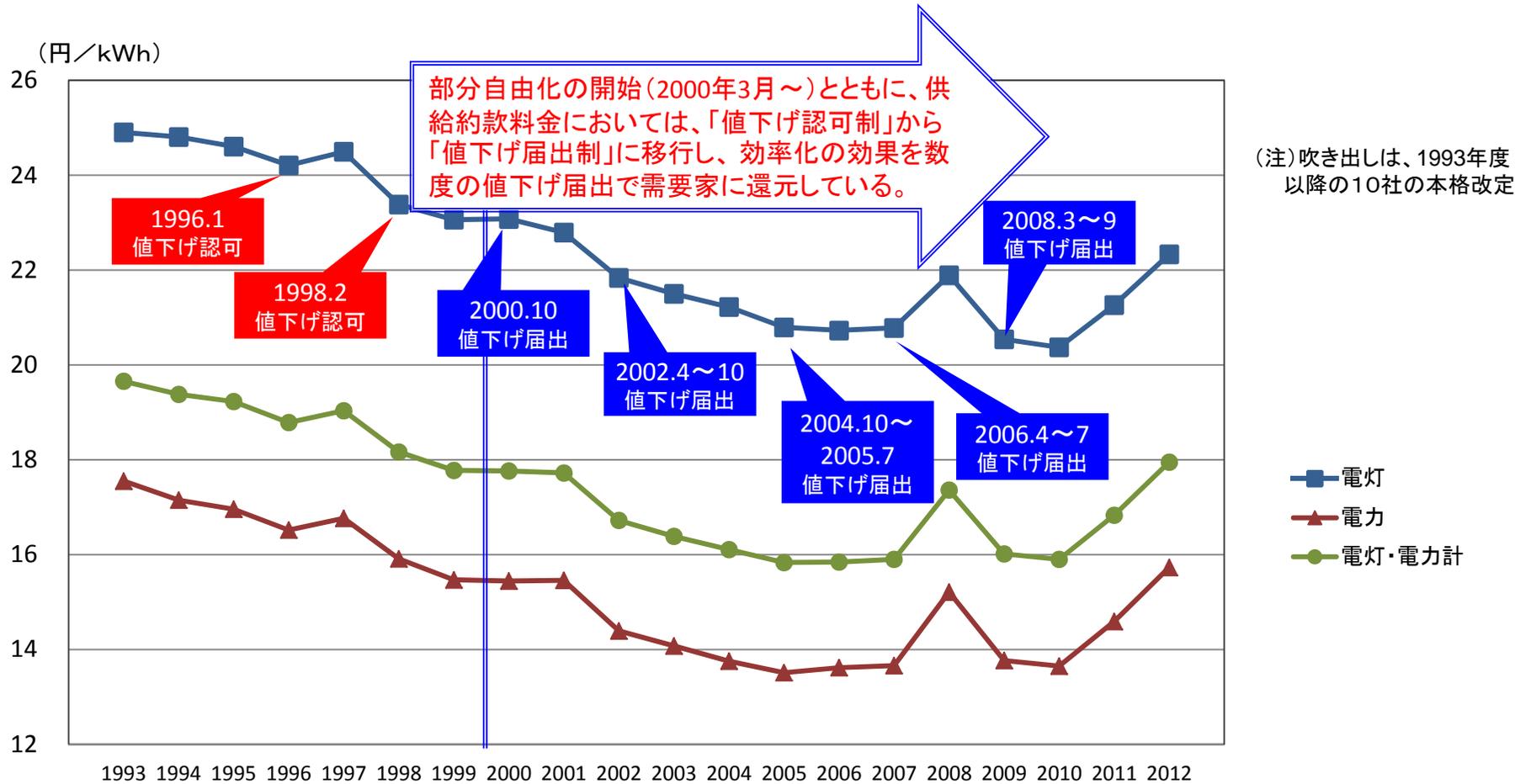
年度	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
売上高	142,121	149,466	152,815	152,677	158,069	153,101	152,980	156,956	154,236	148,227	144,049	147,014	148,636	150,865	156,670	165,699	146,881	154,789	156,992	166,486
経常利益又は経常損失(△)	6,665	7,886	7,138	5,887	7,446	6,969	10,148	10,772	10,224	9,936	10,618	13,142	11,697	10,948	4,122	△ 581	6,646	8,443	△ 11,978	△ 14,338
売上高経常利益率	4.69%	5.28%	4.67%	3.86%	4.71%	4.55%	6.63%	6.86%	6.63%	6.70%	7.37%	8.94%	7.87%	7.26%	2.63%	-0.35%	4.52%	5.45%	-7.63%	-8.61%
自己資本比率	15.0%	14.6%	14.2%	14.1%	14.2%	14.2%	15.8%	17.2%	17.8%	18.6%	20.2%	21.9%	23.7%	25.0%	23.6%	21.7%	22.3%	18.7%	13.7%	12.1%

※売上高＝営業収益(電気事業営業収益＋附帯事業営業収益(平成13年度以前は営業外収益のうちの附帯事業収益))

※売上高経常利益率＝経常利益(又は経常損失)÷売上高

※自己資本比率＝純資産合計(平成17年度以前は資本合計)÷総資産合計

(出典)会計期報



年度	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
電灯	24.90	24.81	24.60	24.21	24.49	23.38	23.06	23.08	22.79	21.83	21.50	21.22	20.79	20.73	20.78	21.89	20.54	20.37	21.26	22.33
電力	17.55	17.15	16.96	16.52	16.77	15.91	15.47	15.44	15.46	14.39	14.07	13.75	13.51	13.62	13.66	15.21	13.77	13.65	14.59	15.73
電灯・電力計	19.66	19.38	19.23	18.78	19.03	18.16	17.78	17.76	17.72	16.72	16.39	16.11	15.83	15.84	15.9	17.36	16.02	15.9	16.83	17.95

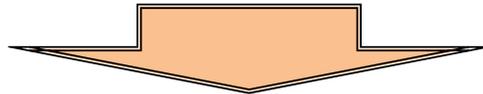
※電灯料金は、主に一般家庭部門における電気料金の平均単価で、電力料金は、自由化対象需要分を含み、主に工場、オフィス等に対する電気料金の平均単価。
 ※平均単価の算定方法は、電灯料収入、電力料収入をそれぞれ電灯、電力(自由化対象需要分を含む)の販売電力量(kWh)で除したものを。
 ※1996年度以降は燃料費調整額、2011年度以降は再生可能エネルギー発電促進賦課金等を含む。

【小売全面自由化導入時における低圧託送料金を含む託送供給約款の認可申請】

○小売全面自由化の導入(2016年目途)に伴い、低圧託送料金を含む託送料金が設定・公表されていることが必要。(参考4)

【経過措置期間中における小売料金変更と託送料金変更との関係】

○小売料金規制が残る経過措置期間中は、「小売料金の認可(届出)」と「託送料金の認可(届出)」の規制が並存することとなる。この場合、一方が料金原価の洗い替えを伴う認可等により料金を変更したら、もう一方の料金はどのように扱うべきか。(参考5)



【小売全面自由化導入時における低圧託送料金を含む託送供給約款の認可申請】

○託送料金に係る規制が抜本的に見直されることから、小売全面自由化の導入(2016年目途)に伴い、電力10社において、託送料金原価の洗い替えを伴う認可を行うことを基本とするが、直近において原価の洗い替えを伴う供給約款の認可等を受けている電力会社については、一定の配慮を行うことも検討すべきではないか。

【経過措置期間中における小売料金変更と託送料金変更との関係】

○小売料金規制が残る経過措置期間中においては、それぞれの事後評価の結果などを踏まえ、一方が原価の洗い替えを伴う認可などにより料金を変更した場合、経過措置小売料金の原価算定期間及び原価構成と託送料金の原価算定期間及び原価構成との間に差異が生じることとなる。

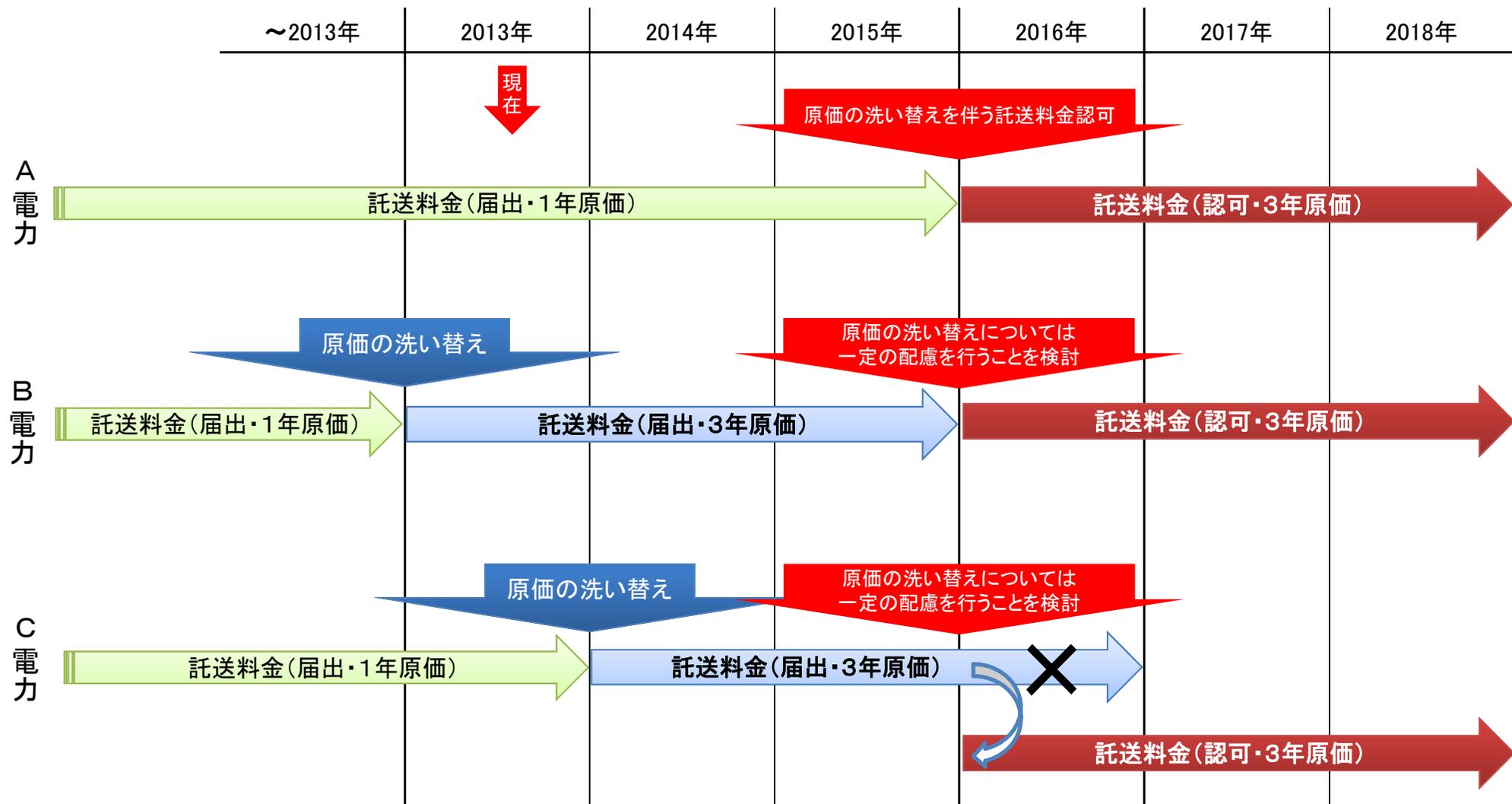
○このため、一方の料金を見直す場合には、もう一方の料金を同時に見直すことが適当ではないか。

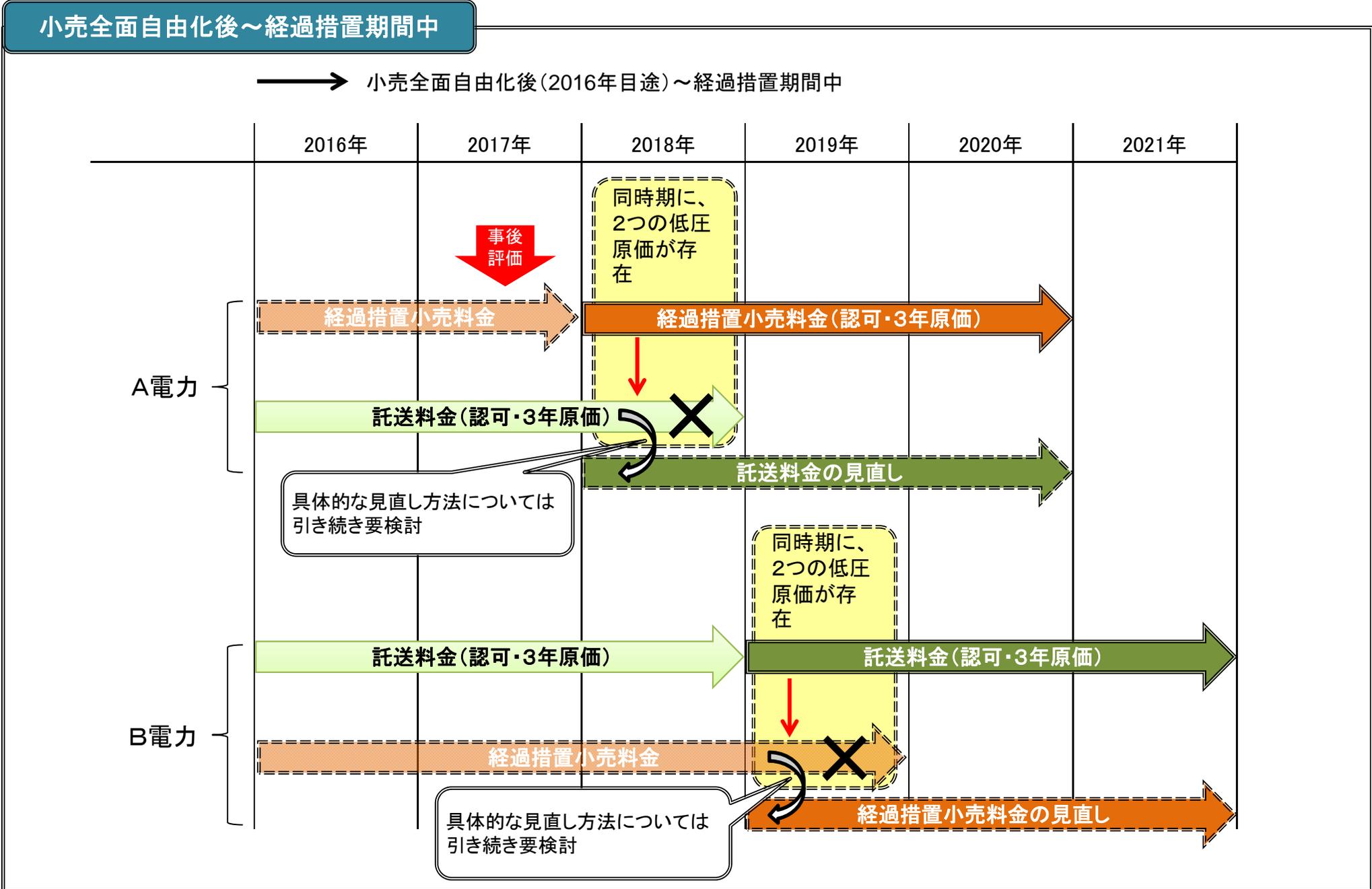
○なお、現行の供給約款算定規則においては、一般電気事業者が一貫体制であることを前提として、詳細な算定方法(人件費などの共通費用を託送関連費と非託送関連費に配分する方法等)が定められているが、ライセンス制の導入や法的分離の実施も見据えれば、分離を実施した場合には託送料金相当部分について変分改定の導入を検討するなど、より簡素な算定方法を検討()することとしてはどうか。

例えば、低圧託送料金の値上げが行われた場合、それに相当する経過措置約款の値上げを簡素な方法で認めること等を検討してはどうか。

現状～経過措置期間中

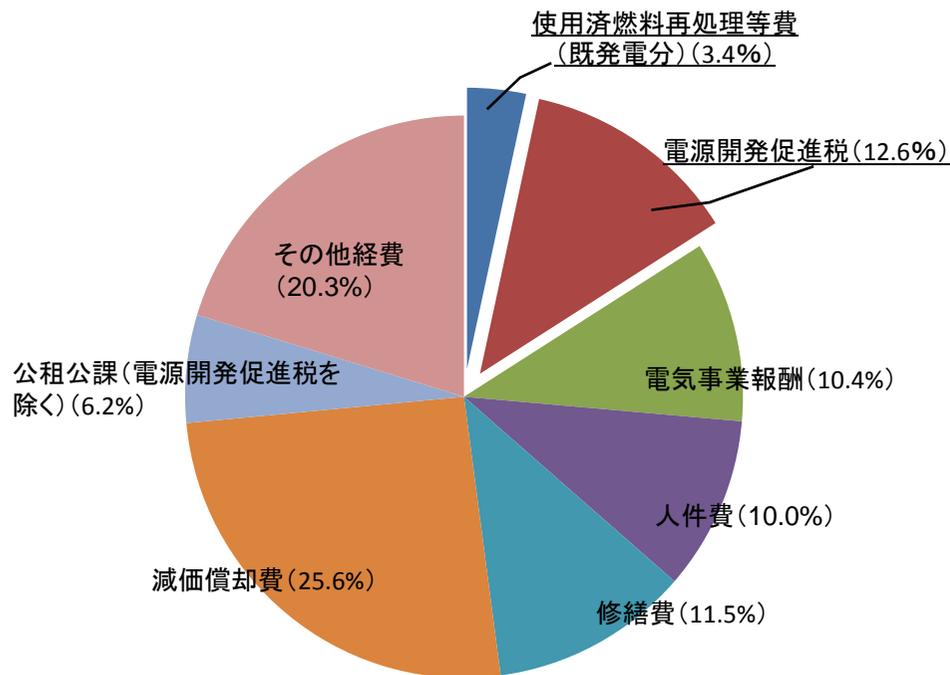
現状 ← → 小売全面自由化後(2016年目途)
～経過措置期間中





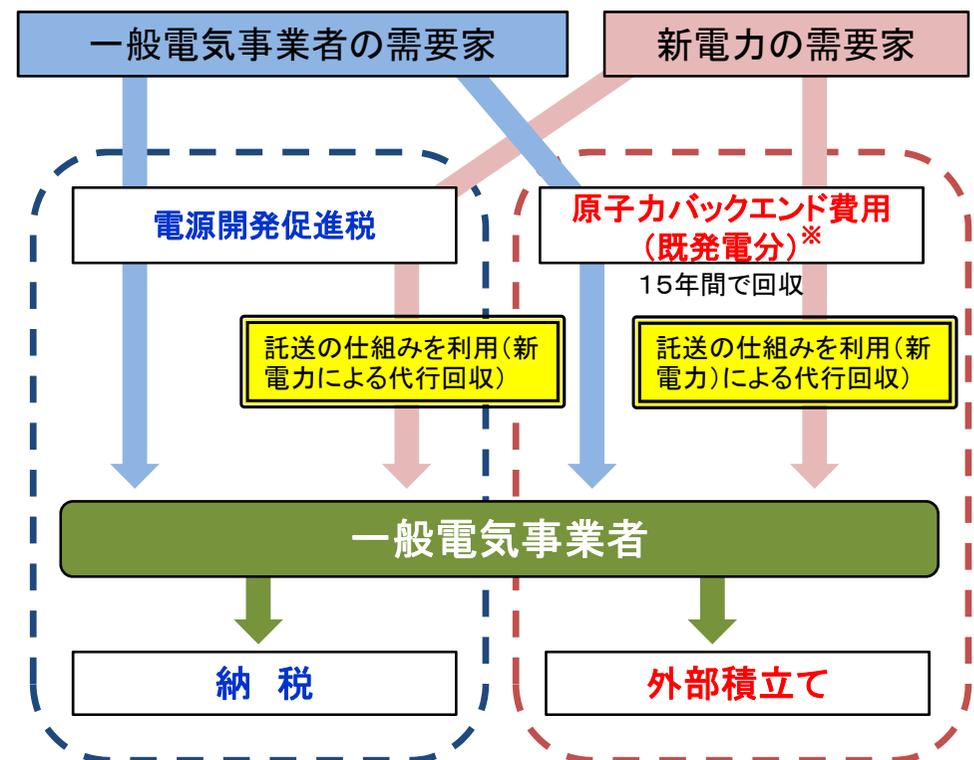
- 現行託送制度においては、電気の全需要家が公平に負担すべきものとして、送配電部門に係る費用のほか、「電源開発促進税」や「原子力バックエンド費用(既発電分)」の費用を託送料金を通じて回収している。
- 小売全面自由化後の託送制度においても、電気の全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収できる仕組みとすることが必要ではないか。

<託送料金(原価)に含まれる割合>

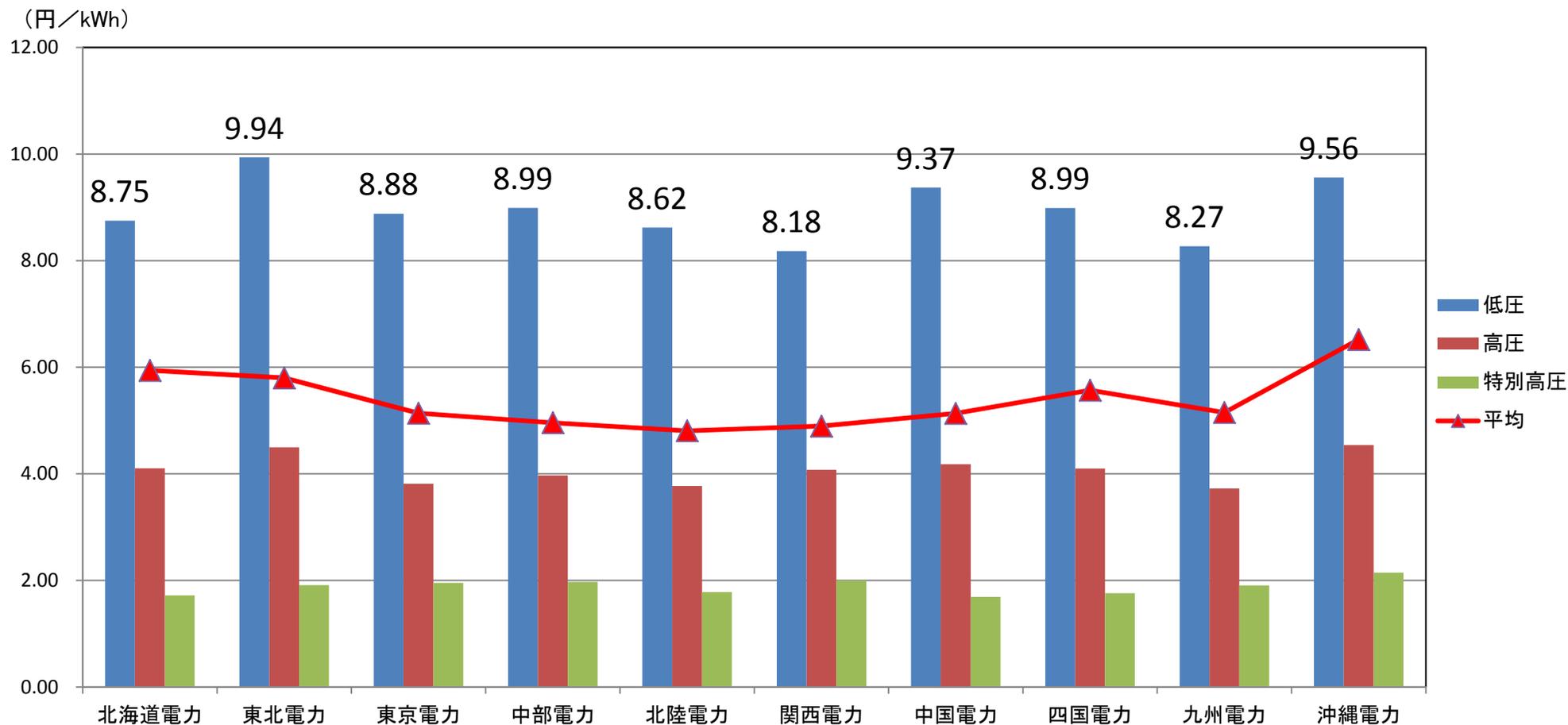


出典: 託送供給約款変更届出書等(平成24年7月東京電力)

<コストの回収スキーム>



低圧託送料金水準のイメージ(現行託送料金原価から算定した電圧別平均単価の試算値) 34



		(円/kWh)									
		北海道電力	東北電力	東京電力	中部電力	北陸電力	関西電力	中国電力	四国電力	九州電力	沖縄電力
低	圧	8.75	9.94	8.88	8.99	8.62	8.18	9.37	8.99	8.27	9.56
高	圧	4.10	4.50	3.81	3.97	3.77	4.08	4.18	4.10	3.73	4.54
特 別	高 圧	1.72	1.91	1.95	1.97	1.78	2.00	1.69	1.76	1.91	2.15
平	均	5.94	5.80	5.14	4.96	4.81	4.89	5.13	5.57	5.15	6.52

(出典) 託送供給約款変更届出書、各電力会社へのヒアリング等

- (注1) 上記単価は、現行制度に基づく現行託送料金原価から算定したものであり、今後の制度設計によっては、当該単価も変動することに留意
- (注2) 沖縄電力は高圧需要も規制需要
- (注3) 低圧需要の単価は、特別高圧・高圧需要の単価算定時には算入されていない低圧配電費等を加味して試算

4. 第2段階における送配電部門の中立性確保について

1. 現行電気事業法における行為規制

- 電気事業法第24条の6においては、一般電気事業者が託送供給を行う際の行為規制(①情報の目的外利用の禁止、②特定の事業者への差別的取り扱いの禁止)を規定。
- 一般電気事業者は託送供給業務について他社との接点となるネットワークサービスセンター(NSC)を設置。NSC等の託送供給部門で働く職員が、発電または営業(小売)部門の業務に携わらないことなどにより「情報の目的外利用の禁止」を担保し、NSCが各特定規模電気事業者等を公平に扱うための社内ルールを定めて公開し、これを遵守することなどにより「特定の事業者への差別的取扱いの禁止」を担保。

<情報の目的外利用の禁止>

一般電気事業者が託送供給の業務に関して知り得た、他の電気を供給する事業を営む者(電気供給事業者)及び電気の利用者に関する情報を、当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は提供することを禁止。

<特定の事業者への差別的取扱いの禁止>

一般電気事業者が託送供給の業務を行うに際して、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取り扱いをしたり利益を与えたりすること、又は不当に不利な取り扱いをしたり不利益を与えたりすることを禁止。

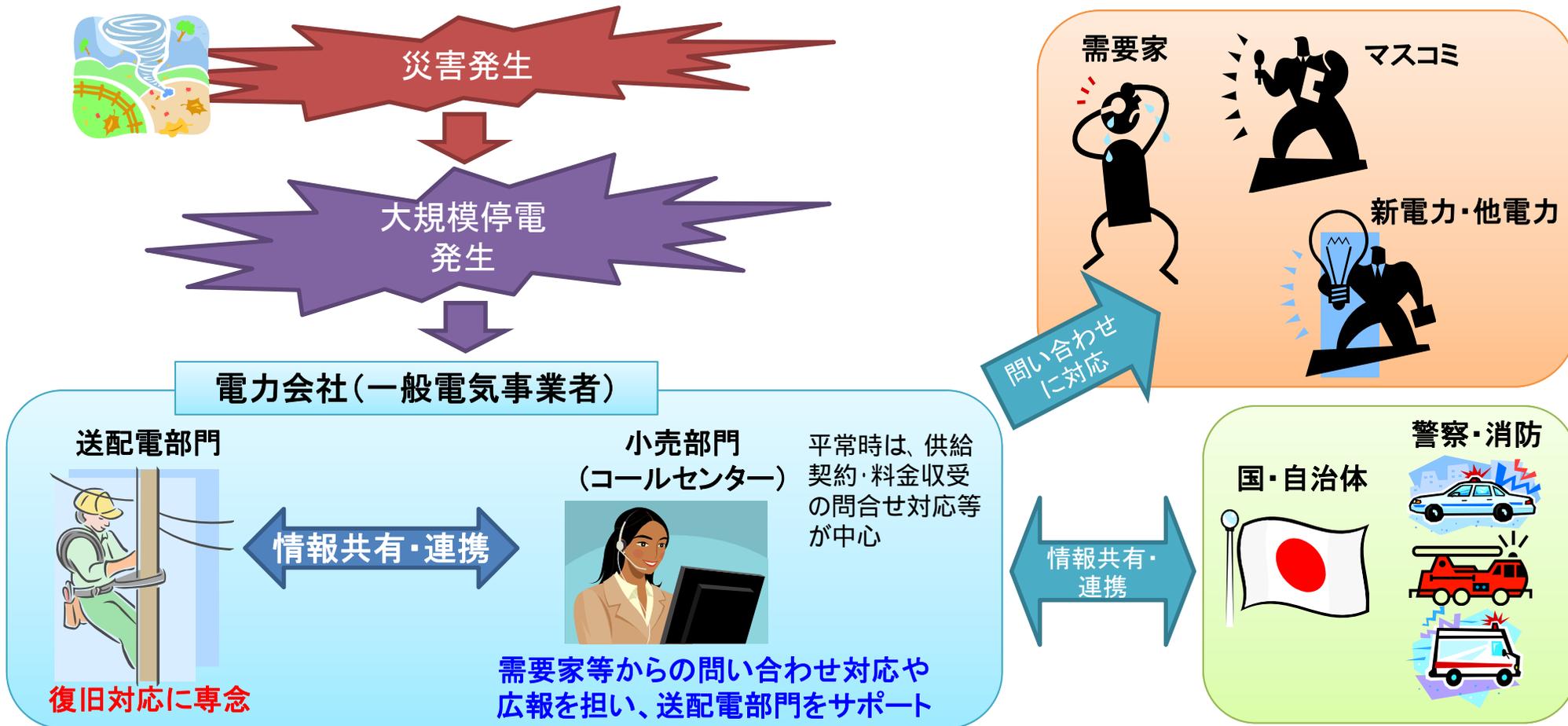
2. 低圧配電部門の中立性確保の必要性について

現行制度における送配電部門の公平性・透明性の確保措置は自由化分野を対象として講じられたものであり、非自由化対象分野である低圧配電部門は対象とされていない。

小売全面自由化に伴い、低圧分野まで含めたすべての送配電部門が「公共インフラ」としての性格を強めることとなるため、低圧配電部門の公平性・透明性を確保することが必要ではないか。

他方、顧客利便性の確保、安定供給の確保等の観点から、現行制度において一般電気事業者の送配電部門が他部門と連携して実施している業務の一部については一定の配慮措置を講ずることは必要ではないか。

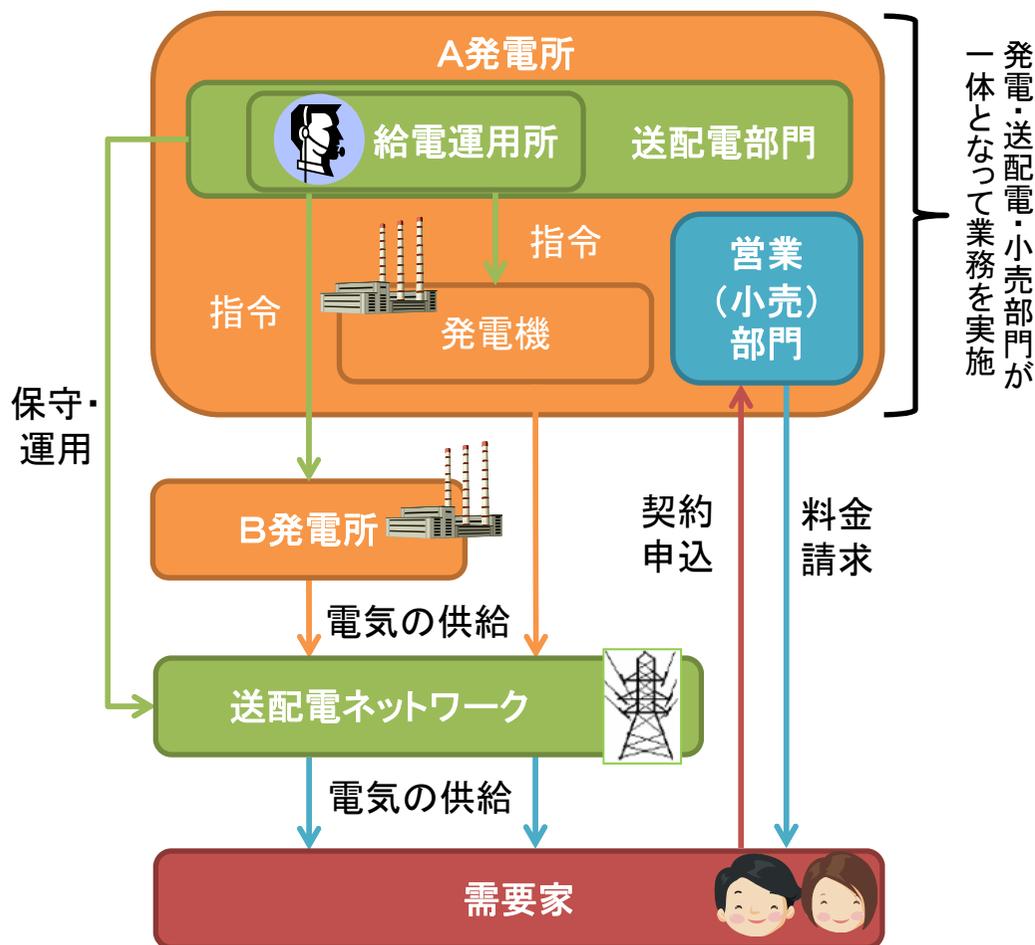
- 例えば、災害時による大規模停電発生時においては、送配電部門、小売部門がコールセンター等を通じて一体となって需要家等からの問い合わせに対応。
- 改革によって需要家の利便性を損なうことは避けるべきであり、小売全面自由化実施時(第2段階)においては、一定の範囲内で小売部門と送配電部門の業務連携を認めるべきではないか。



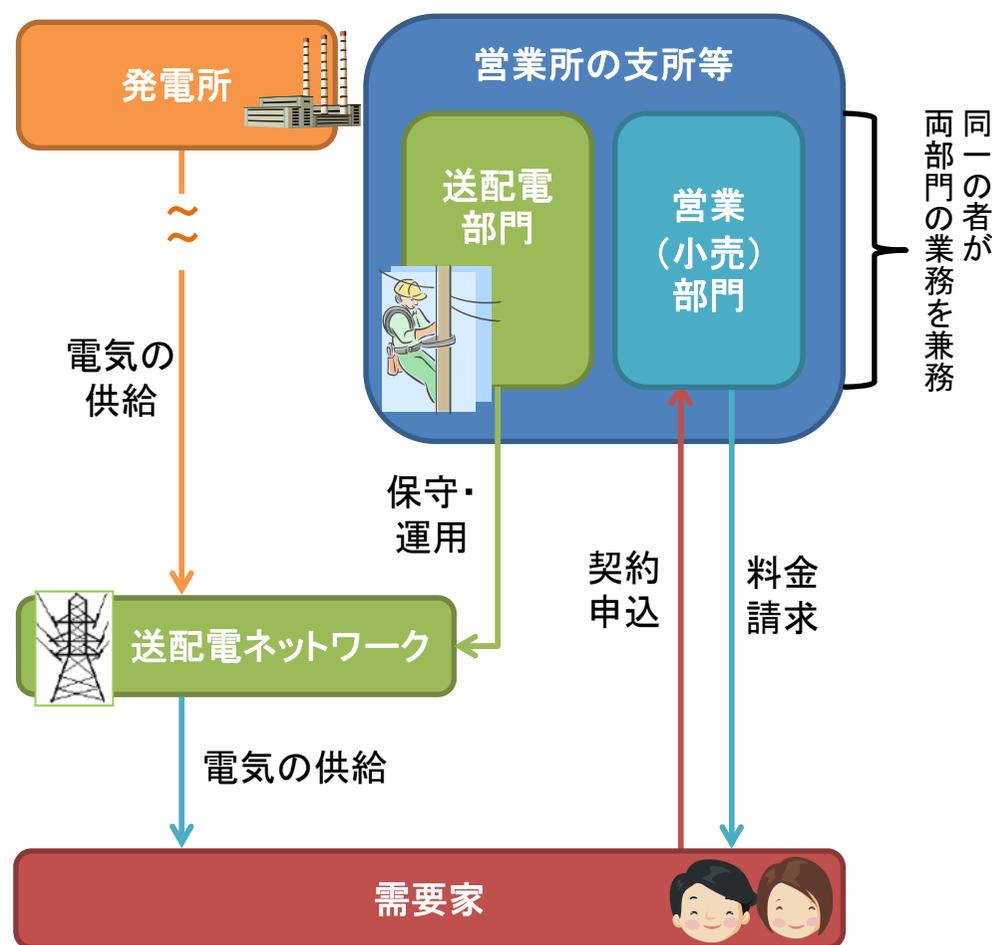
このようなケースにおいて、平常時には料金收受の問い合わせ対応等を行うコールセンターを小売部門対応と送配電部門対応に分割するのではなく、送配電部門の情報(停電情報、復旧状況等)を域内の他の小売電気事業者(新電力等)及びその需要家もアクセスできるようにするなど、需要家の利便性と公平性・中立性の確保の両立を図るべきではないか。

- 離島や山間部等においては、一般電気事業者の発電部門、送配電部門、小売部門が一体となって業務を行っている。これにより、非常時等の対応も含め、電力供給に関する現場対応を安定的かつ効率的に実施。
- 送配電部門の中立性・公平性を確保する一方、電気の安定供給のための機能に支障を来したり、発電部門・小売部門が送配電部門の業務を行うことを制限することで著しく効率性を損なうことがないよう、実情に応じた柔軟なルールを設定するべきではないか。

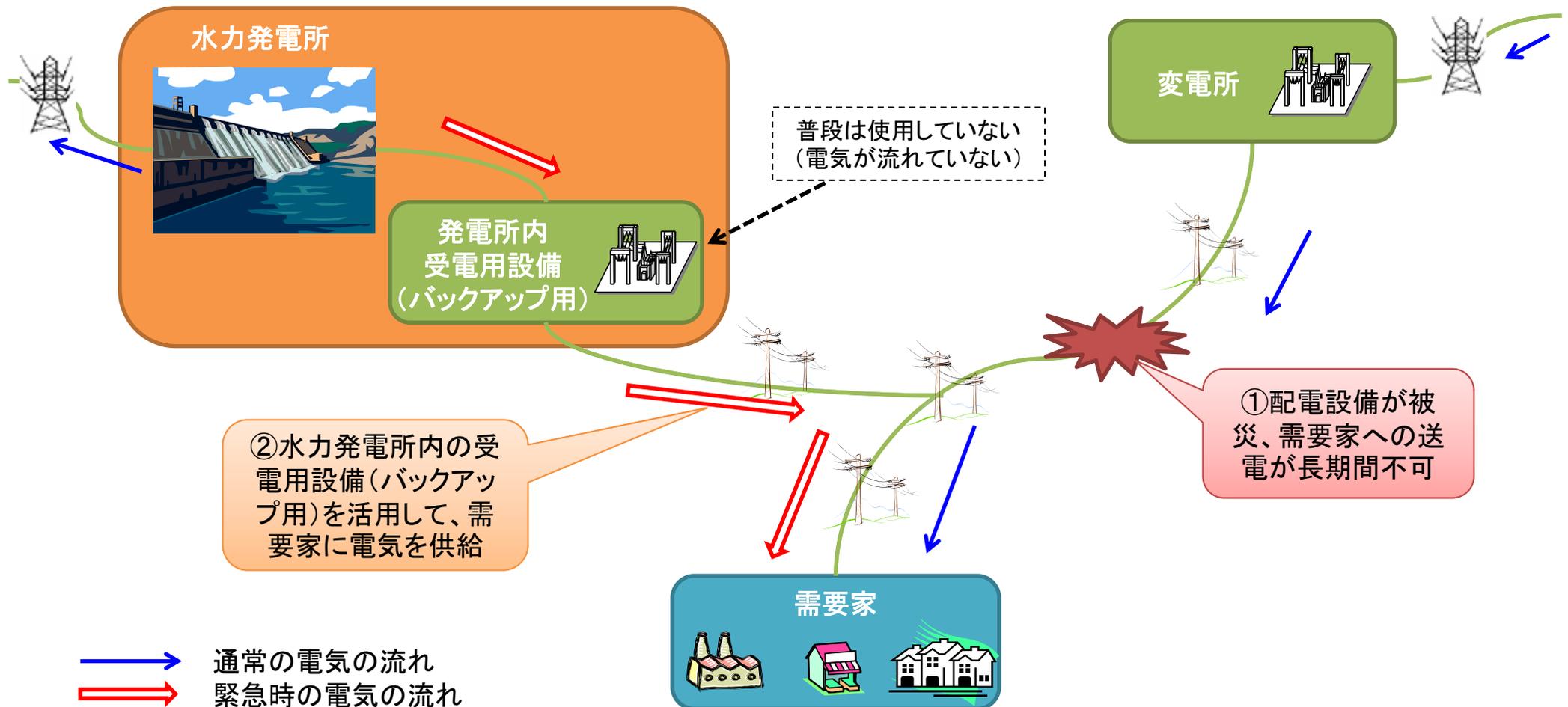
(例1) 離島の事例



(例2) 山間部等の小規模事業所の事例



- 山間部等の一般電気事業者の水力発電所等においては、近隣の需要に直接配電する負荷系統としての機能も併せ持ち、当該発電所等を保守、運用する事業所においては、発電部門としての業務と送配電部門としての業務を併せて行っている。これにより、常時だけでなく、非常時においても電力供給に関する現場対応を安定的かつ効率的に実施。
- 送配電部門の中立性・公平性を確保する一方、電気の安定供給のための機能に支障を来したり、送配電部門が発電部門の業務を行うことを制限することで著しく効率性を損なうことがないよう、実情に応じた柔軟なルールを設定するべきではないか。



- 山間部等の一般電気事業者の水力発電所等においては、近隣の需要に直接配電する負荷系統としての機能も併せ持っているものもあり、送配電部門がこうした変電設備の遠隔監視制御を行うとともに、その変電設備と一体となっている発電所についても同時に遠隔監視・運用等を行っている。
- 送配電部門の中立性・公平性を確保する一方、電気の安定供給のための機能に支障を来したり、送配電部門が発電部門の業務を行うことを制限することで著しく効率性を損なうことがないよう、実情に応じた柔軟なルールを設定するべきではないか。

